

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年4月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 長岡マーケットモール
所在地 長岡市古正寺町字中割203 外
設置者 福田アセット&サービス株式会社
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
(変更前) 新潟ジョーシン株式会社 上越市藤巻7番31号
(変更後) 新潟ジョーシン株式会社 上越市藤野新田1174番地3
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ア (変更前) 新潟ジョーシン株式会社 代表取締役 山中庸隆
上越市藤野新田1174番地3
(変更後) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山中庸隆
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
イ (変更前) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山本英寿
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
(変更後) 上新電機株式会社 代表取締役兼社長執行役員 中嶋克彦
大阪府大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山中庸隆
(変更後) 北信越ジョーシン株式会社 代表取締役 山本英寿
- 3 変更年月日
 - (1) 平成19年12月1日
 - (2) ア平成25年12月1日
イ平成29年2月1日
 - (3) 平成27年6月28日
- 4 変更の理由
 - (1) 移転
 - (2) ア吸収合併
イ吸収合併
 - (3) 代表者の異動
- 5 届出年月日
平成29年3月22日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年4月7日から平成29年8月7日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp